

市川市指定生活介護事業所特別支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療的ケアを要する在宅の障害者の通所先の確保を促進するため、予算の範囲内において、医療的ケアを実施する指定生活介護事業所を運営する事業者に対し、市川市指定生活介護事業所特別支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア 保健師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）が行う経管栄養、たんの吸引等をいう。
- (2) 指定生活介護事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護の事業を行う事業所であって、同法第29条第1項の指定を受けたものをいう。
- (3) 医療的ケア対象者 指定生活介護事業所に通所する障害者であって、医療的ケアが常時必要なものをいう。
- (4) 常勤換算方法 指定生活介護事業所の職員の勤務延べ時間数を当該指定生活介護事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定生活介護事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

(補助対象事業所)

第3条 補助金の交付の対象となる事業所（以下「補助対象事業所」という。）は、次の各号のいずれにも該当する指定生活介護事業所とする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 当該年度に属する月ごとの常勤換算方法により算出した看護師等の数が

1 を超えていること。

- (3) 当該年度の前年度における延べ利用者数を開所した日数で除して得た数（その日数が6月未満である場合にあっては、利用定員に0.9を乗じて得た数）（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を、当該年度に属する月ごとの常勤換算方法により算出した保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び生活支援員の数を合計した数で除して得た数が2.5以内であること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業所において医療的ケア対象者に対し医療的ケアを行う事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 医療的ケア対象者の主治医、かかりつけの医療機関の医師その他の医師による指示書により実施するものであること。
- (2) 緊急時の対応のため、前号に規定する医師又はその属する医療機関との協力体制を確保していること。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付対象となる者は、補助対象事業所において補助対象事業を実施する事業者（社会福祉法人を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額とを比較して少ない方の額とする。

- (1) 当該年度に属する月ごとに、9,825円に常勤換算方法により算出した看護師等の数から1を減じた数（その数が1を超えるときは、1とする。次号において「補助対象数値」という。）及び補助対象事業所を開所した日数を乗じて得た額を算出し、その算出した額を合算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) 当該年度に属する月ごとに、実際に支出した補助対象事業に係る看護師等の人件費に補助対象数値を乗じて得た額を常勤換算方法により算出し

た看護師等の数で除して得た額を算出し、その算出した額を合算した額
(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、市川市指定生活介護事業所特別支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業所の指定生活介護事業所としての指定通知の写し
- (2) 雇用契約書その他の補助対象事業所に勤務する全ての看護師等の勤務形態を確認することができる書類の写し
- (3) 補助対象事業所に勤務する全ての看護師等の資格証の写し
- (4) 職員配置計画書(様式第2号)
- (5) 交付申請額計算書(様式第3号)
- (6) 補助対象事業所の予算書の写し
- (7) 第4条各号に掲げる要件に該当することを確認することができる書類の写し
- (8) 就業規則その他の補助対象事業所の職員の勤務時間を確認することができる書類の写し
- (9) 医療的ケア対象者の一覧及び契約書その他の医療的ケア対象者と補助対象事業所との利用契約が確認できる書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、市川市指定生活介護事業所特別支援事業補助金交付可否決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(変更等の承認)

第9条 規則第8条の承認を受けようとする者は、市川市指定生活介護事業所特別支援事業補助金交付申請事項変更等承認申請書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認

の可否を決定し、その旨を市川市指定生活介護事業所特別支援事業補助金交付申請事項変更等可否決定通知書（様式第6号）により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市指定生活介護事業所特別支援事業補助金実績報告書（様式第7号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 医療的ケア実施報告書（様式第8号）

(2) 給与明細、賃金台帳その他の実際に支出した補助対象事業所に勤務する全ての看護師等の人件費の額を確認することができる書類の写し。

(3) 実績報告額計算書（様式第9号）

(4) 補助対象事業所の決算書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日とする。

（額の確定）

第11条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市指定生活介護事業所特別支援事業補助金額確定通知書（様式第10号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第16条の交付請求書は、市川市指定生活介護事業所特別支援事業補助金交付請求書（様式第11号）によるものとする。

（交付の特例）

第13条 市長は、補助金を概算払により交付することができる。

2 規則第17条第2項の交付請求書は、市川市指定生活介護事業所特別支援事業補助金概算払請求書（様式第12号）によるものとする。

（補助金の精算）

第14条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた者は、第11

条の規定による通知を受けたときは、速やかに、補助金の精算をしなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成31年3月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の様式により調製した用紙は、この要綱の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、第1条の規定による改正後の市川市指定生活介護事業所特別支援事業補助金交付要綱の規定及び第2条の規定による改正後の市川市社会福祉法人に対する指定生活介護事業所特別支援事業補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。